

第5章

ラオス農業の現状とASEAN経済統合

JICA専門家農業政策アドバイザー
瀬尾 充

はじめに

ラオスは、2000年に入って主食であるコメの自給を達成したと言われており¹、農業政策は、単なる量的生産の増加から、国民の栄養状態の向上、気候変動への対応など生産技術及び生産物の質の改善、そして商業的生産の振興へと力点を移しつつある。また、ASEAN各国は2015年末までに経済統合を進めるべく取組を進めてきた。ラオスもASEAN経済共同体（ASEAN Economic Community---AEC）の一員として、モノ、サービス及び人の移動が円滑に行われるようASEANの経済発展のため相応の役割を果たすことが期待されており、同国もこれを全土的な発展の好機として最大限活かすべく種々の施策を進めつつある。この中で、農業生産及び農産品貿易の振興が鍵となる分野の一つとなることは間違いないであろう。

ラオスにおける経済活動の活発化は、一方で無秩序な開発、環境汚染、食品の安全性、地域間の格差等の問題も引き起こしており、ラオス政府はこの対応のための法制度・執行体制の整備を進める必要に迫られている。

このような背景の中、2016年から2020年にかけての政府の農業政策の実行指針となる『第8次国家社会経済開発計画（8th Five-Year National Socio-Economic Development Plan---NSEDP8）』（ラオス計画投資省）及び『第8次農業・林業開発計画（8th Five-Year Agriculture and Forestry Development Plan---AFDP8）』（ラオス農業林業省）が、そして更に、より中長期の農業政策の指針として、『農業開発戦略2025・ビジョン2030』（ラオス農業林業省）が策定された。このような新たな政策的枠組みの中でラオスの各種農業関連施策は進められようとしている。本稿では、農業をめぐる現状を各種データに基づいて見渡した上で、農政の展開方向を概説する。加えて、ASEAN経済統合に向けた政府及び企業の農業分野における取組に焦点を当て、この課題について論じたい。

第1節 ラオスの農業をめぐる状況

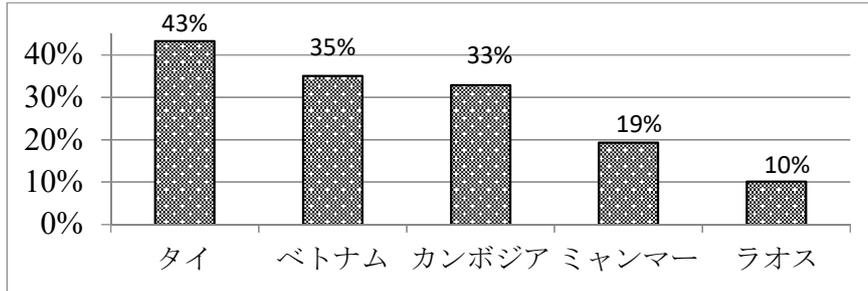
1. ラオス農業の位置付け

図1は、国連食糧農業機関（FAO）が取りまとめている統計（FAOSTAT）に基づき、国土面積における農地面積²の割合をラオスとタイ、ベトナムなどその周辺国と比較したものである。周辺国にはチャオプラヤー川、紅河、メコン川などの広大なデルタが発達し、これらで水田農業などが展開されているため、20~40%の高い割合となっている。一方、ラオスは主として中南部のメコン川沿いに平地が存在するものの、周辺国のデルタと比べると小規模で、農地面積の割合は10%と低い割合である。

¹ MAF [2015b]の Introduction に言及あり。ラオスにおけるコメの自給に関する考察については、IRRI [2012]の 49-52 頁に詳しく述べられている。

² FAOSTAT では、現状において単年性及び多年生の農作物の作付けが行われている土地、永年性の作物の作付けが行われている土地及び恒久的な牧草地の合計を「農地面積」と定義している。

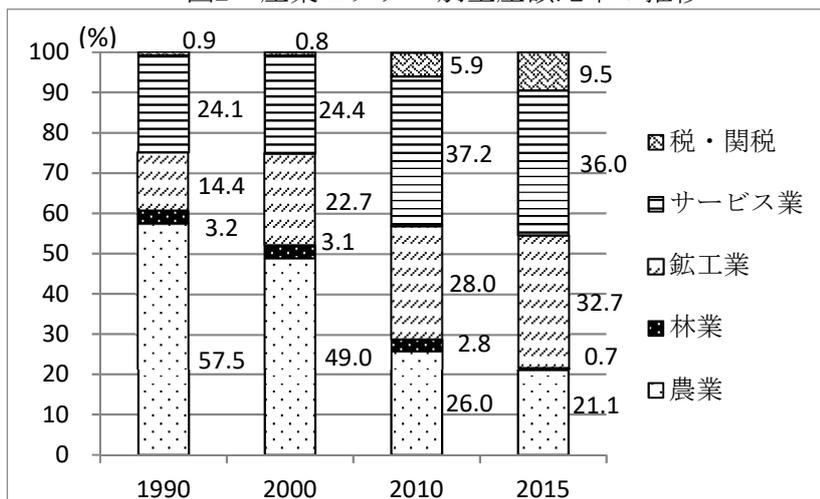
図1 国土面積における農地面積の割合（2013年）



出所：FAOSTAT

ラオスにおける農業の経済上の位置付けであるが、農業分野（ここでは林業を除き、水産業を含む）の国内総生産（GDP）に占める割合は1990年には60%近くあったが、2015年には21.1%にまで低下している（図2）。農業分野の生産額について2010年と2014年とを比較すると、8.4兆kipから10.2兆kipへと約22%増加しているが、鉱工業及びサービス業の成長率が相対的に高いため（それぞれ、約50%、約42%）、前述のような状況となっている（表1）。なお、後述のとおり、AFDP8においては、2020年時点で農業・林業分野のGDPに占める割合を19%とすることを目指している。

図2 産業セクター別生産額比率の推移



出所：横井[2013]及びMPI [2016a]から筆者作成

表1 産業セクター別の生産額³の推移（2010年及び2014年の比較）

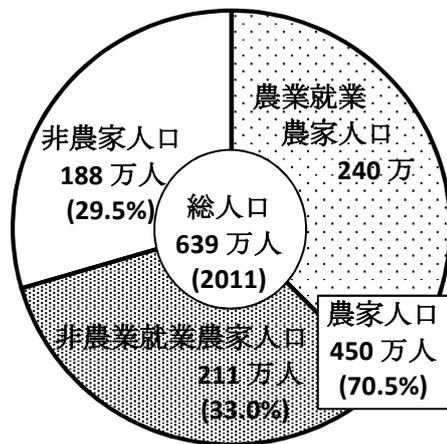
産業セクター	2010年 (百万kip)	2014年 (百万kip)	成長率 (%)
農業	8,420,987	10,246,262	21.7
林業	897,882	345,603	-61.5
鉱工業	8,153,265	12,262,178	50.4
サービス業	11,993,720	16,991,095	41.7
税・関税	2,035,056	2,801,309	37.7
合計	31,500,910	42,646,447	35.4

出所：MPI [2012]及びMPI [2016a]から筆者作成

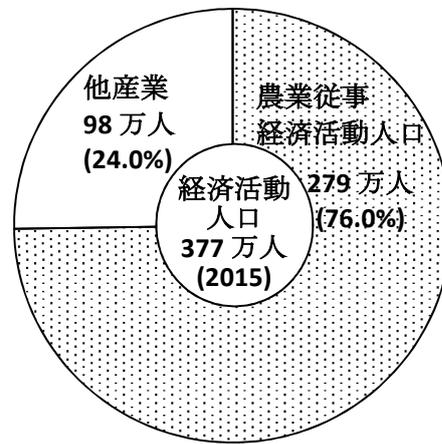
³ いずれも実質 GDP（基準年価格：2002年）ベースでの比較による。2014年は暫定値。

2010/11農業センサスによると、農家人口は450万人で、全人口639万人（2011年）に占める割合は70.5%である（図3-1）。一方、FAOSTATによると、2015年の経済活動人口377万人における農業従事者は279万人であり、76%を占めている（図3-2）。

図3-1 総人口に占める農家人口 図3-2 経済活動人口に占める農業従事者の割合



出所：横井 [2013]



出所：FAOSTATから筆者作成

以上から、ラオスでは、国土の土地利用における農業への利用の割合は周辺国と比較して低く、また、経済的には相対的にその地位が低下傾向にあるものの、国民生活の大半が直接・間接に農業に関わっており、依然としてその役割は大きいものとなっている。

2. 農業生産の状況

以下、ラオス農業林業省（以下、農林省）が作成している農業統計に基づいて、農業生産の傾向について概説する⁴。

(1) 作付概況

農作物の作付面積については、コメが98万ヘクタールと圧倒的に多く、続いて、とうもろこし（25万ヘクタール）、野菜（18万ヘクタール）、でん粉作物（10万ヘクタール）、コーヒ（9万ヘクタール）、果物（8万ヘクタール）等となっている（表2）⁵。

⁴ 農林省の農業統計については、実測による検証がなされない、各地域の報告に基づくものであるなど、その信頼性について様々な課題が指摘されている。したがって、絶対的な値というよりも、大まかな傾向を把握するものとしてご覧いただきたい。

⁵ コメは雨季作、乾季作及び陸稲作の合計面積。とうもろこしは主に飼料用のもので、スイートコーンを含む。でん粉作物は、キャッサバ、サツマイモ、ジャガイモ、ヤムイモ及びタロイモの合計。果物は「果樹」として括られているものとバナナ、パイナップル、パパイヤ、スイカ、レモン及びメロン類の合計。

表2 主要農作物の作付面積（2015年）

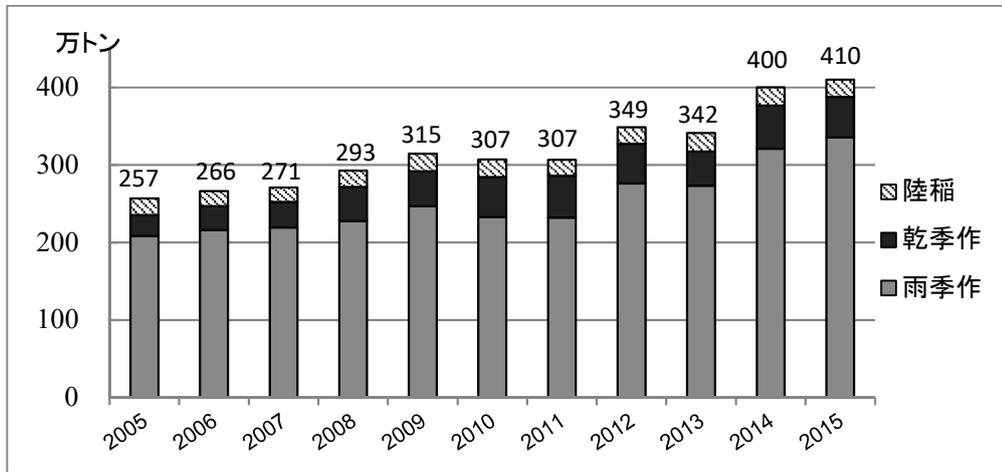
順位	作物名	作付面積(ha)	順位	作物名	作付面積(ha)
1	コメ	984,932	6	果物	81,765
2	とうもろこし	254,025	7	はとむぎ	78,725
3	野菜	179,690	8	さとうきび	36,130
4	でん粉作物	101,885	9	落花生	20,880
5	コーヒー	93,385	10	豆類	17,215

出所：MAF [2016a]から筆者作成

(2) コメ

コメの生産状況を見てみると、特に雨季作において順調に生産を伸ばしてきており、2014年には400万トンに到達している（図4）。この増加には、収穫面積、単位面積当たり収穫量双方の増加が寄与している。

図4 近年のコメの生産量の推移



出所：横井 [2013], MAF [2015a]及びMAF [2016a]から筆者作成

県別の生産量を見てみると、サワンナケート県、チャンパサック県、サラワン県、首都ヴィエンチャン、カムアン県と、ラオス中南部のメコン川流域の比較的広い低地を擁する県が名を連ねている（表3）。一方、陸稲に関しては、フアパン県、サイニャブリー県、ルアンパバーン県、ウドムサイ県と北部県が中心となっている。

表3 コメの主要生産県（2015年）

①稲作合計（100%）

順位	県名	県位置	収穫面積(ha)	生産量(t)
1	サワンナケート	中部	231,613	1,028,419
2	チャンパサック	南部	122,960	566,815
3	サラワン	南部	91,875	426,323
4	首都ヴィエンチャン	中部	71,230	344,300
5	カムアン	中部	78,052	341,280
	全国計		965,152	4,102,000

②雨季作（82%）

順位	県名	県位置	収穫面積(ha)	生産量(t)
1	サワンナケート	中部	200,050	863,890
2	チャンパサック	南部	112,117	505,885
3	サラワン	南部	75,935	351,800
4	カムアン	中部	69,579	295,200
5	首都ヴィエンチャン	中部	54,064	254,300
	全国計		755,243	3,357,640

③乾季作（13%）

順位	県名	県位置	収穫面積(ha)	生産量(t)
1	サワンナケート	中部	29,863	161,625
2	首都ヴィエンチャン	中部	17,166	90,000
3	サラワン	南部	13,130	67,020
4	チャンパサック	南部	10,843	60,930
5	カムアン	中部	8,223	45,850
	全国計		99,018	520,000

④陸稲（6%）

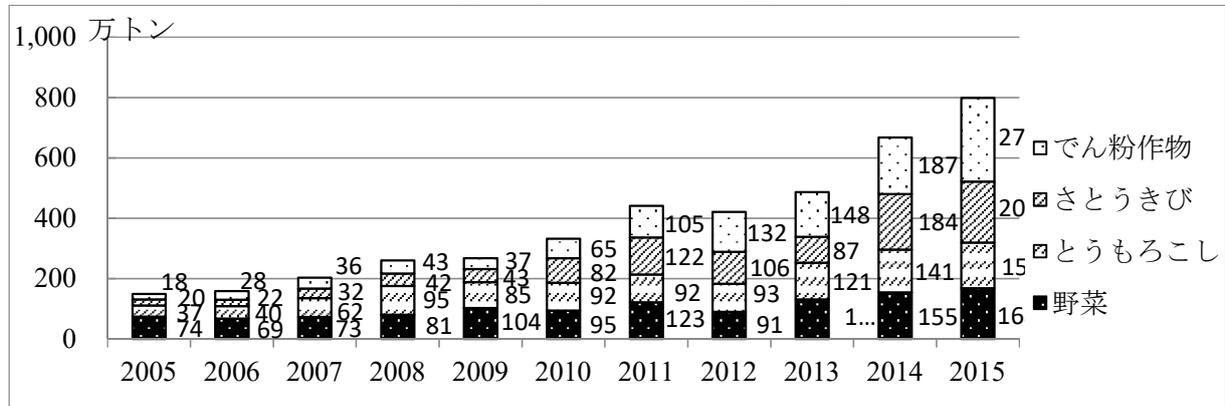
順位	県名	県位置	収穫面積(ha)	生産量(t)
1	フアパン	北部	16,647	45,244
2	サイニャブリー	北部	12,099	30,988
3	ルアンパバーン	北部	19,630	28,876
4	ウドムサイ	北部	10,500	18,160
5	シェンクワン	中部	7,066	16,100
	全国計		115,400	235,755

出所：MAF [2016a]から筆者作成

(3) 商品作物

ラオスにおける主要な商品作物であるでん粉作物、さとうきび、とうもろこし及び野菜の生産動向を見てみると、全作物とも大きく増加してきているが、特に、でん粉作物とさとうきびの生産の伸びが著しい（図5）。これら作物については、近年、国内・国外需要の増加とともに、中国、タイ等の外国資本により原料生産や加工場設立への投資がなされている。

図5 近年の商品作物の生産量の推移



出所：横井 [2013], MAF[2015a]及びMAF [2016a]から筆者作成

これら作物の県別の生産状況を見てみると（表4）、野菜はボラベン高原での高原野菜の生産が盛んなチャンパサック県及びセコン県が上位となっている。さとうきび生産についてはサワンナケート県、アッタプー県等、でん粉作物についてはサラワン県、チャンパサック県、サイニャブリー県等での生産が多いが、これらの県では、地理的利便性も考慮され、タイ、ベトナム等からの需要に対応した投資及び生産が行われており、これら製品の加工原料としての、また加工品の輸出が盛んになってきている⁶。とうもろこしについては、サイニャブリー県、ウドムサイ県等北部県での生産が多いが、これらの県で生産されたとうもろこしは国内需要だけに向けられるのではなく、タイ、ベトナム及び中国へも輸出されている。これら商品作物については、総じて気候、市場の有無等の地の利を考慮して生産されており、農家は収益性などを考慮して作物を選択・転換してきている。

表4 商品作物の主要生産県（2015年）

① 野菜生産上位5県

順位	県名	県位置	生産量(t)
1	チャンパサック	南部	443,485
2	セコン	南部	356,250
3	サワンナケート	中部	104,085
4	ルアンパバーン	北部	101,471
5	ヴィエンチャン県	中部	101,085
	全国計		1,683,405

② さとうきび生産上位5県

順位	県名	県位置	生産量(t)
1	サワンナケート	中部	978,155
2	アッタプー	南部	539,505
3	ルアンナムター	北部	188,930
4	ポンサリー	北部	124,650
5	セコン	南部	108,590
	全国計		2,018,655

③ でん粉作物生産上位5県

順位	県名	県位置	生産量(t)
1	サラワン	南部	598,110
2	チャンパサック	南部	578,920
3	サイニャブリー	北部	430,665
4	ポリカムサイ	中部	365,195
5	ヴィエンチャン県	中部	131,325
	全国計		2,767,190

④ とうもろこし生産上位5県

順位	県名	県位置	生産量(t)
1	サイニャブリー	北部	335,465
2	ウドムサイ	北部	323,235
3	フアパン	北部	173,690
4	シェンクワン	中部	154,025
5	ルアンパバーン	北部	80,185
	全国計		1,516,250

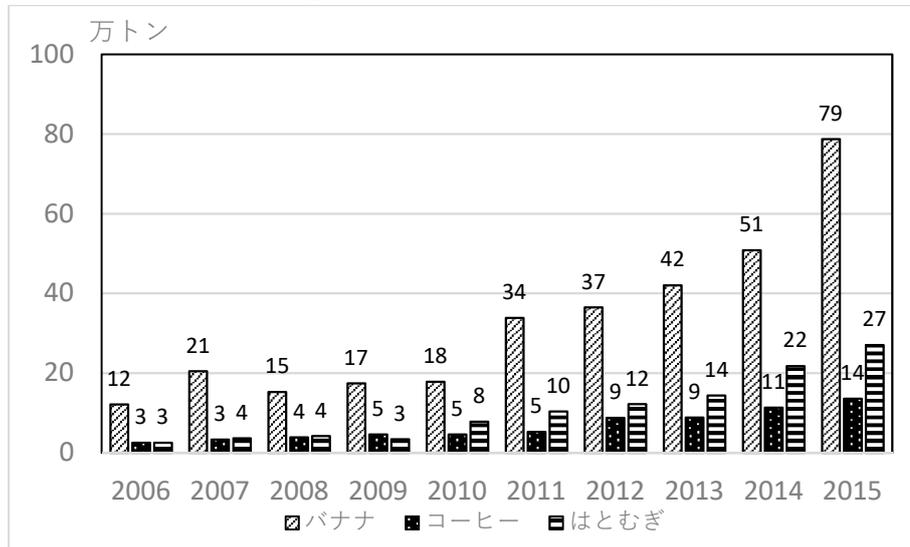
出所：MAF [2016a]から筆者作成

⁶ ALIC [2013]、Douangsavanh et al. [2012]、TKN/IISD [2012]、2016年5月4日付 Vientiane Times 記事「Saravan authorities seek help for cassava farmers after price falls」

(4) 輸出志向作物

図6は、商品作物の中でも、特に輸出志向が高いと考えられるバナナ、コーヒー及びはとむぎの生産の推移を示したものである。いずれも生産は増加傾向を示しているが、特にバナナ生産量の増加が著しい。

図6 近年の輸出志向作物の生産量の推移



出所：MAF [2007], MAF [2011], MAF [2013], MAF [2015a]及びMAF [2016a]から筆者作成

県別の生産状況を見てみると（表5）、バナナについては特に北部県での生産が多いが、これらの県では中国からのバナナ・プランテーションへの投資が積極的に行われている。例えば、ウドムサイ県では23の中国企業が約6,000ヘクタールで輸出用バナナを栽培している⁷。コーヒーについては、依然、ボラベン高原を擁するチャンパサック県、セコン県等での生産が太宗を占めている。はとむぎについても北部県での生産が多く、生産物は主としてタイや中国に健康飲料等の原料として輸出されている（日本へも少量ながら輸出されている）。

表5 輸出志向作物の主要生産県（2015年）

① バナナ生産上位5県

順位	県名	県位置	生産量(t)
1	ウドムサイ	北部	217,515
2	ボケオ	北部	178,315
3	サラワン	南部	160,330
4	ルアンナムター	北部	75,860
5	ルアンパバーン	北部	43,970
	全国計		787,000

② コーヒー生産上位5県

順位	県名	県位置	生産量(t)
1	チャンパサック	南部	68,680
2	セコン	南部	36,930
3	サラワン	南部	24,585
4	ルアンパバーン	北部	2,655
5	ポンサリー	北部	1,260
	全国計		135,925

③ はとむぎ生産上位5県

順位	県名	県位置	生産量(t)
1	サイニャブリー	北部	111,625
2	ヴィエンチャン県	中部	80,050
3	ルアンパバーン	北部	37,730
4	ウドムサイ	北部	26,025
5	ボケオ	北部	10,550
	全国計		217,605

出所：MAF [2016a]から筆者作成

⁷ 鈴木[2017]

(5) 家畜

家畜・家禽の飼養頭羽数については、放し飼いで適地の減少、耕作の機械化等の影響により近年飼養頭数が減少傾向にある水牛⁸を除いて増加しているが、特に家禽及び豚の伸びが著しい（図7）。畜産分野においては、タイ系企業等からの投資や技術供与が行われ、都市近郊などで改良種を用いた商業的な畜産が発展している一方で、依然、在来種を用いた小規模経営農家も多数存在している。これら小規模経営農家にとっては、畜産は家計の安定や現金収入もたらすものとして重要な役割を担っている。

図7 近年の家畜飼養頭数・羽数の推移



出所：横井 [2013], MAF [2015a]及びMAF [2016a]から筆者作成

県別の状況を見てみると、総じてサワンナケート県、チャンパサック県、サラワン県等中南部の低地が広がる地域・都市へのアクセスのよい地域での飼養頭羽数が多くなっているが、一部山岳丘陵地の多い地域での生産も見られる（表6）。

表6 畜産物の主要生産県（2015年）

① 水牛飼養上位5県

順位	県名	県位置	飼養頭数 (千頭)
1	サワンナケート	中部	299
2	チャンパサック	南部	148
3	サラワン	南部	116
4	カムアン	中部	68
5	ヴィエンチャン県	中部	59
全国計			1,165

② 牛飼養上位5県

順位	県名	県位置	飼養頭数 (千頭)
1	サワンナケート	中部	429
2	チャンパサック	南部	167
3	ヴィエンチャン県	中部	163
4	シェンクワン	中部	134
4	サラワン	南部	134
全国計			1,828

③ 豚飼養上位5県

順位	県名	県位置	飼養頭数 (千頭)
1	サラワン	南部	795
2	サワンナケート	中部	320
3	チャンパサック	南部	240
4	ルアンパバーン	北部	232
5	ポンサリー	北部	231
全国計			3,258

④ 家禽飼養上位5県

順位	県名	県位置	飼養羽数 (千羽)
1	チャンパサック	南部	6,439
2	サワンナケート	中部	3,454
3	サラワン	南部	3,321
4	アッタプー	南部	3,030
5	サイニャブリー	北部	2,767
全国計			34,422

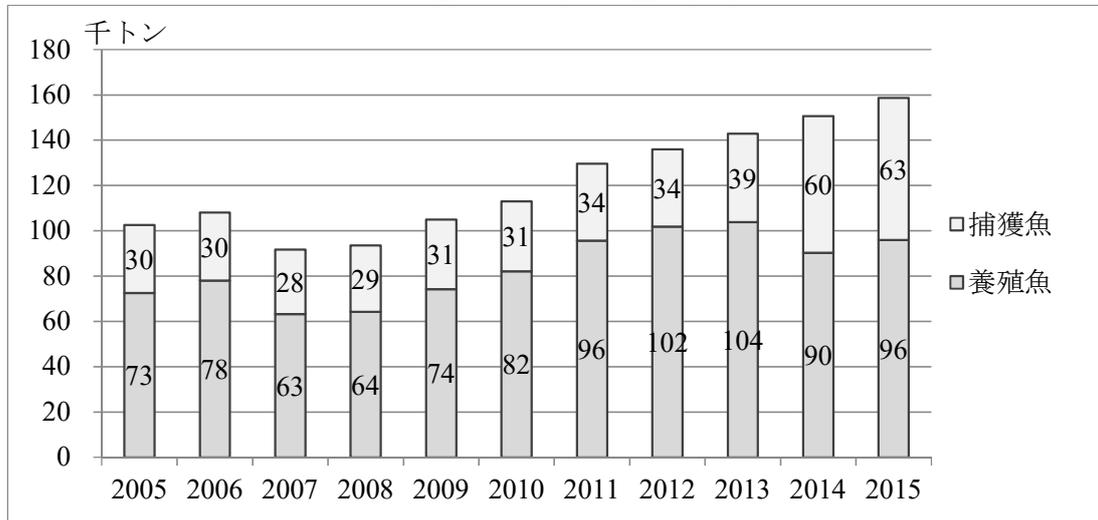
出所：MAF [2016a]から筆者作成

⁸ ラオスにおける水牛飼養頭数の減少の背景については、高井[2008]に詳しく述べられている。

(6) 水産

海に面していないラオスでは漁業は専ら川、湖沼、水田等の内水面で行われている。シルバーバーブ、ティラピアなどの魚肉生産は近年増加傾向にあり、約6割は養殖での生産となっている（図8）。需要増に対応して捕獲による魚肉生産量も増加しているが、持続的な水産資源の活用が課題となっている。

図8 近年の魚肉生産量の推移



出所：横井 [2013], MAF [2015a]及びMAF [2016a]から筆者作成

県別の状況を見てみると、捕獲、養殖とも、都市部の需要への対応のため、都市へのアクセスが良い中南部の県での生産が多い（表7）。しかしながら、漁業もまた地域の農家にとっての重要な現金収入源であることから、これらの県に限らず国内の広範な地域で行われている。

表7 魚肉の主要生産県（2015年）

① 魚肉生産（捕獲）上位5県

順位	県名	県位置	魚肉生産(t)
1	首都ヴィエンチャン	中部	16,338
2	ヴィエンチャン県	中部	9,161
3	サワンナケート	中部	8,324
4	チャンパサック	南部	7,384
5	カムアン	中部	3,779
	全国計		62,635

② 魚肉生産（養殖）上位5県

順位	県名	県位置	魚肉生産(t)
1	首都ヴィエンチャン	中部	32,305
2	チャンパサック	南部	12,783
3	サワンナケート	中部	10,592
4	ヴィエンチャン県	中部	8,080
5	カムアン	中部	6,432
	全国計		95,965

出所：MAF [2016a]から筆者作成

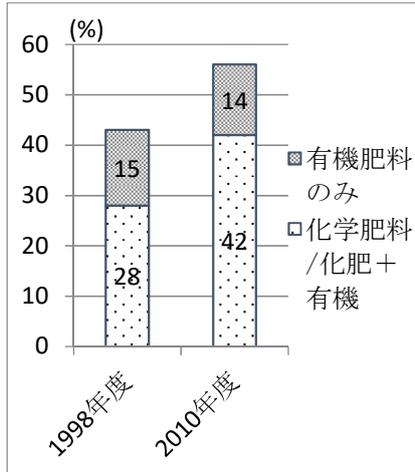
3. 農業資機材の使用状況

(1) 肥料の使用

肥料の使用については、2010年度⁹時点で、全農家の約60%となっている（図9）。地域別にみても、北部県での肥料の使用率の低さ（約25%）が顕著である（図10）。農地の生産性向上のため、施用基準に沿った化学肥料・有機肥料の使用も栽培技術上の課題とされているが、化学肥料については輸入に依存しているのが現状である。

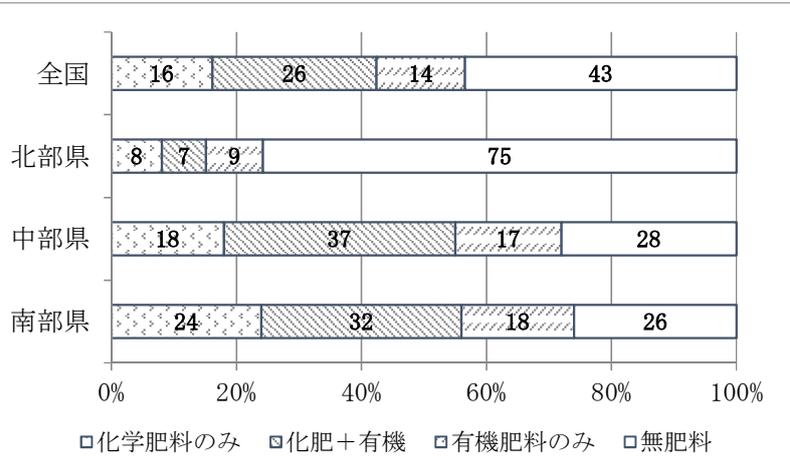
⁹ ラオスの会計年度は10月～翌年9月。2017年度から1月～12月に変更。

図9 肥料利用者の変化



出所：ACO [2012]

図10 地域別肥料利用者 (2010年度)



出所：ACO [2012]

(2) 農薬の使用

農薬利用者の割合は、1998年度に11%であったのが2010年度には17%に伸びているものの、未だ低い割合に留まっている¹⁰。農薬についても輸入に依存しているが、使用可能なものとして農林省に承認された農薬の適正な使用が課題となっている。

(3) 農業機械の使用

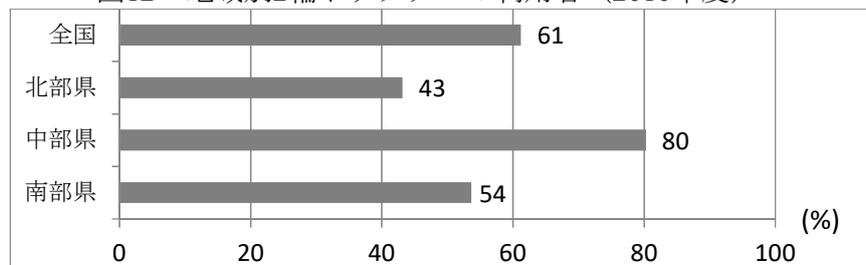
機械化は農業の近代化の鍵の一つとされている。2010年度時点での農業機械の使用は総じて極めて低い状況となっているが、二輪トラクターの使用が著しく伸びている (図11)。地域別にみると、中部県での二輪トラクターの使用が進んでいる (図12)。

図11 農業機械利用者の割合の変化



出所：ACO [2012]

図12 地域別2輪トラクターの利用者 (2010年度)



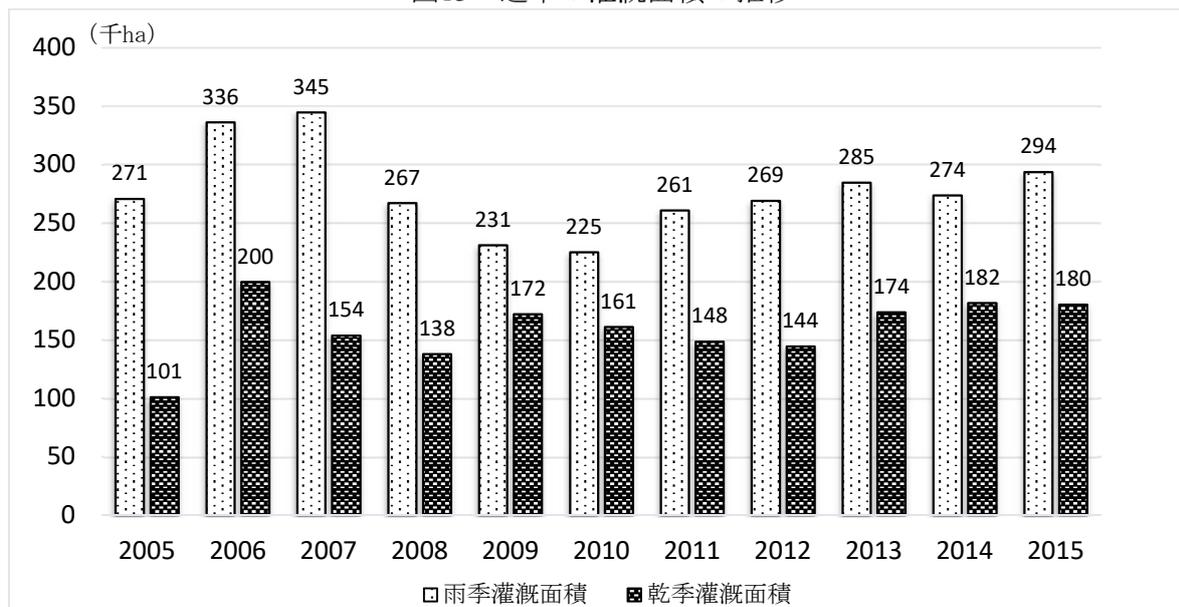
出所：ACO [2012]

¹⁰ ACO (Laos' Agricultural Census Office) [2012]より。

4. 灌漑の状況

灌漑面積は雨季、乾季ともここ10年は横ばい傾向である（図13）『第7次農林業開発5か年行動計画』においては、2015年までに乾季の灌漑面積を30万ヘクタール、雨季の灌漑面積を50万ヘクタールにするとの目標が設定されていたが、2015年時点で双方とも目標にはるかに及ばない状況である。この主な要因としては、2011年の雨季に受けた灌漑施設の大規模な損傷の修復がスケジュールどおりに進んでいないことが挙げられている¹¹。このことは、灌漑施設の修復や適切な維持管理により、ラオスの農業生産量及び生産性はまだまだ大きく伸びる可能性があることを示唆している。ラオス政府もこのことを重視し、全国の灌漑施設の修復に特別の予算を計上しているが、財源不足から十分な修復に至らないのが現状である。

図13 近年の灌漑面積の推移



出所：MAF [2007], MAF [2011], MAF [2013], MAF [2015a]及びMAF [2016a]から筆者作成

5. 農産物の輸出入の状況

(1) 輸出¹²

FAOSTATの2009年から2013年までのデータによると、農産品輸出額は増加傾向にある。個別の産品では、コーヒーに次いでとうもろこしが多くなっており、これら2品目が突出している（表8）。

表8 近年の主な輸出農産品の推移

(単位：1,000ドル)

順位	2009年		2010年		2011年		2012年		2013年	
	農産品計	68,064	農産品計	79,217	農産品計	118,080	農産品計	123,668	農産品計	146,731
1	コーヒー	28,439	コーヒー	33,424	コーヒー	72,350	コーヒー	63,259	コーヒー	72,589
2	とうもろこし	24,984	とうもろこし	26,114	とうもろこし	25,693	とうもろこし	27,251	とうもろこし	42,590
3	ごま	2,479	ごま	2,728	バナナ	2,270	果実類 (生鮮)	3,821	果実類 (生鮮)	4,411
4	バナナ	1,335	バナナ	1,758	果実調製品	1,621	バナナ	2,922	バナナ	3,106
5	果実調製品	1,132	果実調製品	1,427	ごま	1,527	果実調製品	1,479	ビール	1,672

出所：FAOSTATから筆者作成

¹¹ AFDP8 の Part I, IV., 2. Irrigation 参照。

¹² ここでは、FAOSTAT 及びラオス工業商業省の統計を基に輸出の概況について論じているが、それぞれの統計で対象とする品目の範囲や品目の括りが異なっているため、統計間での整合性が確保されていないことに留意する必要がある。

より詳細に最近の農産物の輸出の状況を見るために、ラオス工業商業省が取りまとめた2014年度の輸出データを見てみると、コーヒー、とうもろこしに次いでバナナが大幅に輸出額を伸ばしている（表9）。図6が示しているように近年バナナの生産増加が著しいことに鑑みれば、バナナの輸出が大きく伸びていることは十分想定されることである。この他、キャッサバ、砂糖、野菜等の商品作物と並んで、コメも輸出費目の上位に名を連ねている。

表9 農産品の輸出額（2014年度）

順位	品目名	輸出額 (1,000ドル)
1	コーヒー（未加工）	54,766
2	とうもろこし	42,242
3	バナナ	39,938
4	果実・ナッツ類	36,965
5	キャッサバ	33,606
6	砂糖	27,791
7	牛及び水牛	14,263
8	野菜（根菜類）	13,854
9	コメ	12,669
10	たまねぎ・にんにく	11,360

出所：ラオス工業商業省取りまとめ輸入データ（内部資料）から筆者作成

表10は、ラオス工業商業省が取りまとめている品目・国別の輸出データに基づき、大きな市場を有する近隣国（タイ、ベトナム及び中国）への農産物の輸出の状況をまとめたものである。表9と比較すると、とうもろこしはこの3か国がほぼ輸出先国であり（3か国で97%を占める）、バナナは9割強が中国に、キャッサバは8割強がタイに、砂糖は5割強がベトナムに輸出されていることが分かる。コーヒー（未加工）に関しては、この3か国合計で約40%を占めるにすぎず、他の地域への輸出が行われている¹³。また、特にベトナムに対して牛及び水牛（生体と考えられる）の輸出が多く行われていることが特徴的である。

表10 近隣国への農産物の輸出の状況（2014年度）

順位	タイ		ベトナム		中国	
	品目名	輸出額 (1,000ドル)	品目名	輸出額 (1,000ドル)	品目名	輸出額 (1,000ドル)
1	キャッサバ	27,586	コーヒー（未加工）	15,709	バナナ	35,211
2	たまねぎ・にんにく	11,325	とうもろこし	15,452	果実・ナッツ類	21,829
3	とうもろこし	10,951	砂糖	14,737	とうもろこし	14,543
4	果実・ナッツ類	9,460	牛及び水牛	10,017	野菜（根菜類）	6,002
5	キャベツ	8,997	果実・ナッツ類	5,653	キャッサバ	2,016
6	砂糖	8,052	キャッサバ	4,986	米	1,624
7	野菜（根菜類）	6,240	米	4,793	コーヒー（未加工）	1,092
8	コーヒー（未加工）	5,564	キャッサバ粉	4,358	油糧作物	678
9	油糧作物	4,974	卵	3,965	キャッサバ	501
10	バナナ	4,720	肉類	1,303	家畜類	460

出所：ラオス工業商業省取りまとめ輸入データ（内部資料）から筆者作成

¹³ Lao Coffee Association のホームページ（<http://laocoffeeassociation.org/index.php/en/about-lao-coffee/coffee-exports>）によると、ラオスのコーヒーは台湾、日本、EU 諸国、米国、タイ及びベトナムに輸出されているとしている。

(2) 輸 入

ラオスへの農産品の輸入品目に関しては、飲料や調製食料品が上位を占めている（表11）。この他、牛や豚（ともに生体）や食物のくず（飼料原料と考えられる）が多くなっている。

表11 近年の主な輸出農産品の推移

(単位：1,000ドル)

順位	2009年		2010年		2011年		2012年		2013年	
	農産品計	279,889	農産品計	288,964	農産品計	365,191	農産品計	417,350	農産品計	467,850
1	ノンアルコール飲料	40,000	調製食料品	36,341	ノンアルコール飲料	52,036	ノンアルコール飲料	85,642	調製食料品	67,152
2	蒸留酒	34,087	ノンアルコール飲料	34,222	調製食料品	44,988	調製食料品	55,355	牛	61,996
3	調製食料品	30,000	コーヒー抽出物	27,646	精製糖	35,234	食物のくず	36,590	ノンアルコール飲料	57,718
4	コーヒー抽出物	21,193	食物のくず	20,493	蒸留酒	28,799	豚	31,345	食物のくず	41,154
5	牛	20,555	精製糖	19,176	食物のくず	26,121	蒸留酒	30,204	コーヒー抽出物	28,716

出所：FAOSTATから筆者作成

6. 国民の栄養の状況

表12は5歳未満の発育障害児¹⁴のデータを示したものであるが、2015年度では全国平均で36%であり、2011年度の44%から改善している。しかしながら、この36%という割合は近隣の国の割合（タイ：16%[2012年]、ベトナム：25%[2014年]、カンボジア：32%[2014年]、ミャンマー：35%[2014年]）と比べて依然高い水準であり¹⁵、国民の栄養状態の改善はラオスにとって未だ喫緊の課題となっている。この割合を県別に見てみると、北部・南部の山岳丘陵地を含む県でその割合が高くなっている。これらの県の中には、ポンサリー県、フアパン県、セコン県及びサラワン県などのように2011年度から大きく改善している県もあるが、ウドムサイ県及びルアンパバーン県のようにさほど変化が見られない県もある。

表12 5歳未満の発育障害児の割合

2015年度 順位	県名	県位置	2015年度* (%)	2011年度** (%)
	全 国		36	44
1	ウドムサイ	北 部	54	55
2	ポンサリー	北 部	51	61
3	フアパン	北 部	48	61
4	セコン	南 部	46	63
5	ルアンパバーン	北 部	45	46
6	サイソンプーン	中 部	44	N.A.
7	サラワン	南 部	44	54

出所：*MOH and UNICEF [2016]及び**MOH and LSB [2012]から筆者作成

表13は2015年度の5歳未満の発育障害児の割合を県位置別及び居住区分別に見たものであるが、北部及び道路によるアクセスがない農村部で非常に高い割合となっている（それぞれ、44%、50%）。特に後者は、都市部と比較して2倍以上大きな割合となっている。

¹⁴ ここでは、測定された身長が、同年齢の基準的集団の身長の中央値から標準偏差の2倍以上下回る場合を発育障害児と定義している。

¹⁵ ASEAN/UNICEF/WHO [2016]による。

表13 5歳未満の発育障害児の県位置別・居住地別割合（2015年度）

分類		割合(%)
全 国		36
県位置	北 部	44
	中 部	28
	南 部	37
居住地区分	都市部	23
	農村部（アクセス道路あり）	39
	農村部（アクセス道路なし）	50

出所：*MOH and UNICEF [2016]から筆者作成

第2節 ラオスの農業政策の方向

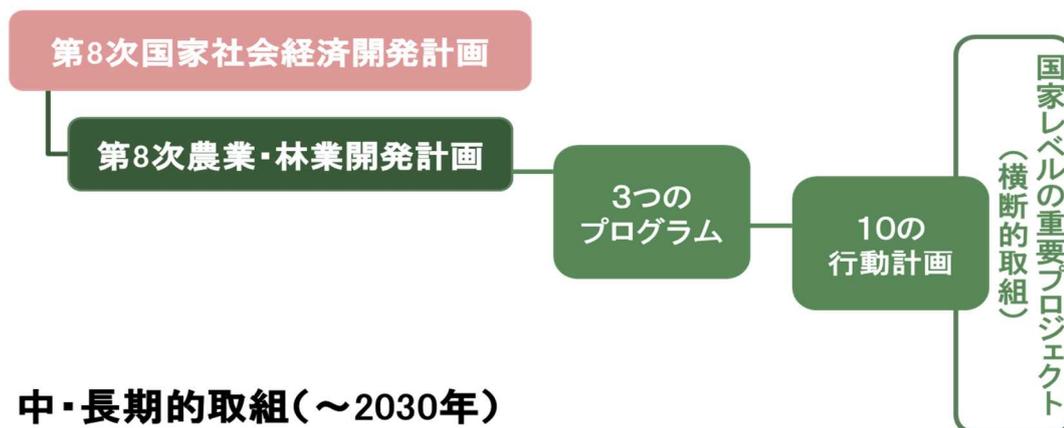
1. ラオスの農業政策の基本的枠組み

図14はラオスの現在の農業政策の枠組みを図示したものである。2016年から2020年にかけての、ラオスの社会経済開発に係る取組の実施計画として『第8次国家社会経済開発計画（NSEDP8）』が策定されているが、これを受けた農林業の実施計画として『第8次農業・林業開発計画（AFDP8）』が定められている。詳しくは後述するが、このAFDP8には、①国家食料安全保障、②農業・林業商品生産、並びに③持続的な森林及び森林管理・保全の3つのプログラムが政策の柱として定められている。これらを実施するものとして、政策分野別に10の行動計画が定められているとともに、これら10の政策分野を横断する課題として、2つの国家レベルの重要プロジェクトが定められている。

また、2030年までの農業分野の中長期的な取組方向を示した政策文書としては、『農業開発戦略2025及びビジョン2030』がある。これに対応する形で農林省各局・機関がそれぞれ個別に戦略・ビジョンを策定している。

図14 ラオスの当面の農業政策の枠組み

◇ 短期的取組（2016年～2020年）



◇ 中・長期的取組（～2030年）



出所：筆者作成

2. 2016年以降の農業政策の方向概括

農業分野においては、食料安全保障の確保及び商品作物生産の振興を政策の主要な柱とすることに関してはこれまでの『農業開発戦略2020』などと比較して変更はない。一方で、上記の政策文書において、全く新しい視点というものではないものの、特に強調されていると感じられる点が、適切な栄養供給の確保及びクリーン農業の推進である。

第1節で述べたとおり、ラオスの農業生産は総じて順調に伸びてきているが、依然として国民の栄養状況に課題がある。保健、農業、教育等様々な分野に跨る栄養の問題に対処するため、政府は2013年、副首相を議長とし、保健大臣、計画投資大臣、農林大臣等関連する省の閣僚・幹部を構成メンバーとする国家栄養委員会（National Nutrition Committee---NNC）を設立し、この分野横断的な課題に政府一丸となって当たっていくこととした¹⁶。農業政策分野での栄養に関する課題への対応が強調されているのにはこのような背景があるものと考えられる。

表14 NSEDP8における農業関連の主な個別政策目標

<p>Outcome 1 (経済) 強固な経済的基盤及び経済的脆弱性の低減による継続的で、確固とした、包括的な成長</p>
<p>◆ Output 1 持続的で包摂的な経済成長 [農林業セクター] ▶ 強く、持続的な農林業セクターの発展 ▶ 農業への土地の配分及び食料・商品作物生産の確保の継続（クリーン農業による地域の特色ある農業生産の増進、近代的技術を用いた集約的農業の促進） ▶ 農家の生産性の改善（近代的技術を用いる農業生産グループ・企業の設立などにより）</p>
<p>◆ Output 4 バランスのとれた地域・県の発展 ▶ 地域の発展を、各県の潜在可能性及び特質に基づくものとする。遅れた分野の経済的発展を推し進める適切な投資に注力する。 （北部、中央部及び南部それぞれの農業振興策を提示。）</p>
<p>Outcome 2 (社会) ・ 人材育成、官民セクターの能力向上 ・ 全民族グループの貧困削減、全民族グループ・男女の良質な教育及び保健サービスへのアクセス確保、特有な文化の保護・強化 ・ 政治的安定、秩序、正義及び透明性の維持</p>
<p>◆ Output 2 食料安全保障の確保及び栄養不良の削減 ▶ 生産力向上及び身体的、精神的及び情緒的な健全性の改善により、適切な栄養供給を伴った食料安全保障及び消費者の健康を確保することが重要な開発課題。</p>
<p>Outcome 3 (環境) ・ グリーン成長及び持続的な原則に基づく、天然資源及び環境の効果的な保護と活用、自然災害と気候変動への対応の準備と自然災害からの復旧</p>
<p>◆ Output 3 農業生産の不安定度の低減 ▶ 農業生産の不安定度を低下させ、持続的で安定した経済発展を促進することは、農民に安定した雇用を提供する上で重要。自然状況や気候変動を予測し、それらに備えることも農業にとって考慮すべき事項。さらに、安定した供給、市場及び価格が農業生産にとって重要。</p>

出所：MPI [2016b]から筆者作成

¹⁶ このための政策指針そして具体的施策として、2015年に『国家栄養戦略 2025 及び行動計画 2016-2020』が策定されている。

クリーン農業は、有機農業、農業生産工程管理（Good Agricultural Practices---GAP）¹⁷等、食品の安全性や環境に配慮した農業を総称する言葉としてラオスの農業政策上で使われている用語であるが、この用語が上記政策文書の中でラオス農業振興策におけるキーワードと化している感がある。以前の政策文書では、クリーン農業は商品作物生産の振興に位置付けられていたが（即ち、ラオスの農業のクリーンさを売りにして国内外の市場獲得を目指そうとするもの）、上記政策文書では、生産者及び消費者の健康にも資するものとしてこの用語が用いられている。

3. 第8次国家社会経済開発計画（NSEDP8）

『第8次国家社会経済開発計画（8th Five-Year National Socio-Economic Development Plan---NSEDP8）』においては全体目標の下、経済、社会及び環境の3分野それぞれの成果（outcome）が定められ、その下に達成すべき個別の政策目標（output）が設定されている。NSEDP8における農業分野に関連した主な個別政策目標をまとめたものが表14である。

4. 第8次農業・林業開発計画（AFDP8）

第8次農業・林業開発計画（8th Five-Year Agriculture and Forestry Development Plan---AFDP8）には、それが目指す端的な目標として以下が述べられている。

- ・ 焦点を絞った、近代的な農林業により、その総生産を年平均3.1-3.4%増加させ、2020年までにGDPの19%を占めるようにする。
- ・ 特にコメ（粳米）の生産に注力する。
 - 470万トンの生産を達成
 - うち、250万トン食料安全保障用
 - 100-150万トン国内販売・輸出用
 - 50-60万トン国内加工用
 - 10万トン種子用
- ・ 肉、卵及び魚の生産を39万トンにする。

そして、AFDP8をNSEDP8に示した目標を達成するものとするため、以下の3つのプログラムとこれを実施するためのプロジェクトを示した10の行動計画（表15）が示されている。

◆ 農業・林業セクターにおける3つのプログラム

- (1) 国家食料安全保障プログラム
 - ①利用可能な食料の確保、②食料への信頼性の確保、③食料へのアクセスの確保、④食料の衛生・安全性の確保
- (2) 農業・林業商品生産プログラム
 - ・ クリーンで持続的な発展の可能性を有する、産業化・近代化の考えに基づいた農林水産物の生産
 - ・ クリーン農業（有機農業、GAP等）の政策に従った、輸出に向けた生産
- (3) 持続的な森林及び森林資源管理・保全プログラム
 - ・ 長期的な林業生産分配計画の実施
 - ・ 植林の推進（10万ヘクタール以上）
 - ・ 全国1,500の村における、村レベルでの林地分配・管理計画の策定

¹⁷ 農業生産活動を行う上で必要な関係法令（食品安全、環境保全、労働安全に関するものなど）等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

表15 農林業セクターにおける10の行動計画及び見込まれている予算（2016-2020年）
（単位：10億kip）

行 動 計 画	合計	割合(%)	国内予算	ODA
食料安全保障のための行動計画	323.05	9	194.25	128.80
農林業における商業的生産のための行動計画	276.90	7	166.50	110.40
森林・森林資源管理のための行動計画	184.60	5	111.00	73.60
固定的就業機会の提供・貧困削減のための行動計画	230.75	6	138.75	92.00
農林業インフラ整備のための行動計画	1,788.12	48	208.12	1,580.00
農地管理・開発のための行動計画	276.90	7	166.50	110.40
農林業研究・試験のための行動計画	253.82	7	152.62	101.20
農林業サービス促進のための行動計画	161.52	4	97.12	64.40
自然災害防止・対応のための行動計画	138.45	4	83.25	55.20
組織・人材育成のための行動計画	115.37	3	69.37	46.00
合 計	3,749.48	100	1,387.48	2,362.00

出所：MAF [2016b]から筆者作成

上記行動計画のうち、予算額が突出しているのはインフラ整備であり、このうち半分強が灌漑整備に当てられるものと考えられるが、その財源の多くがODA頼みであることが分かる。

さらに、上記10の行動計画を横断する重要な国家レベルのプロジェクトとして以下が示されている。

◆ 特に重要な国家レベルのプロジェクト

(1) 国家食料安全保障の確保ためのコメ生産プロジェクト

- ① コメ生産のための農地のゾーニング・転用防止（カムアン県、サワンナケート県等10の県を重点県として灌漑農業事業を推進）
- ② コメ生産のための灌漑整備計画
- ③ 種子の生産及び供給
- ④ 産業化・近代化された生産の確立

(2) 商品としての畜産物・水産物生産プロジェクト

- ① 家畜・魚の繁殖の発展・拡大
- ② 家畜・養殖魚用の飼料の生産・品質の改善
- ③ ワクチン・医薬品の生産・供給の改善
- ④ 畜産物・水産物の検査の改善
- ⑤ と殺場・畜水産加工施設の改善
- ⑥ 畜水産物の市場の改善及びバリューチェーンの発展
- ⑦ 獣医・水産専門家の育成

5. 農業開発戦略2025及びビジョン2030

本戦略・ビジョンの全体目標としては以下が掲げられている。

- 産業化・近代化の達成、包括的インフラ整備、食料安全保障の確保、栄養面からの品質確保、気候変動への適応、量・質において高い競争力のある農産物の生産。
- クリーン及び安全で、環境に優しい農業生産。
- 雇用・所得創出、都市-農村間の格差の縮小、全ての民族の象徴的文化の保護等への貢献。

この全体目標の下、達成すべき各農産品の具体的な生産目標が食料生産、商業的農産品生産それぞれについて定められている（表16）。

表16 2020年及び2025年の各農産品の生産目標

◆ 食料生産

	2020年	2025年
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林業セクターの平均成長率：3.4% ・ 国家経済への寄与：19%
コメ	470万トン (もち米：うるち米=7:3)	500万トン (もち米：うるち米=7:3)
食料安全保障用	250万トン	250万トン
-消費用	210万トン	210万トン
-備蓄用	40万トン	40万トン
加工用	50～60万トン	50～60万トン
国内販売・輸出用	100万トン	150万トン
消費用の野菜・豆類・ごま	22.8万トン	30.6万トン
タロ・じゃがいも	30.4万トン	32.7万トン
果実	80万トン	82.5万トン
食肉・卵	26.3万トン	41.4万トン
魚類	22.5万トン	29.7万トン

◆ 商業的農産品生産

	2020年	2025年
コメ (国内販売・輸出用)	100万トン 黒米、ひよこ米など ニーズのある品種を生産	150万トン 黒米、ひよこ米など ニーズのある品種を生産
飼料用とうもろこし	130万トン	140万トン
コーヒー	12万トン	28万トン
さとうきび	200万トン	240万トン
キャッサバ	150万トン	160万トン
豆類	5万トン	5.2万トン
畜産物	近代的畜産が30%を占めるようにし、輸出を1～1.5万トンに伸ばす	近代的畜産が35%を占めるようにし、輸出を1.5万トンに伸ばす

出所：『農業開発戦略2025及びビジョン2030』から筆者作成

上記目標を達成する措置として、全般的措置、そして、食料生産及び商業的農産品生産それぞれについてより具体的な技術的・特定の措置が述べられている。

(1) 全般的措置

- 税制、貸付金、補助金、価格保証、備蓄形成等の政策の実施
- 国際条約に即した法令改正
- 投資促進
- 人材育成
- 産業化・近代化
- 農業生産グループ・協同組合の発展 等
-

(2) 技術的・特定の措置

① 食料生産

- 農地のゾーニング、灌漑整備、自然災害の影響の抑制、クリーン農業推進、農業資材利用の改善、技術普及の促進、研究・技術開発、食料備蓄の構築
- 畜水産物に係る生産・衛生措置の改善、研究開発、普及
- 十分な食料の安定供給、食料へのアクセス確保、食品の安全性・栄養分向上を通じた食料安全保障・栄養の確保

② 商品作物生産

- コメ、飼料用とうもろこし、コーヒー、さとうきび、キャッサバ及びゴムの木を国家の重要作物とし、また、はとむぎ、ごま、茶、たばこ、豆類、野菜、果樹等を地域の重要作物とし、地域の特色を活かした生産を実施
- 植物防疫、有望品種の探索・研究、加工・マーケティングとの連携
- 商業的な畜水産物の生産推進

第3節 ASEAN経済統合体（AEC）に向けた対応

1. AECについて

2015年12月末にAECが発足したが、ラオスは貿易全体におけるASEAN域内での貿易の占める割合が64%（輸出は71%、輸入は56%）と他のASEAN諸国と比較して高いため（ASEAN平均は貿易が24%、輸出が26%、輸入が22%）¹⁸、AECはラオスの発展のため非常に重要な意味を持つ。ASEANの首脳は2003年にAECを含むアセアン共同体の設立について合意し、その取組を2007年に採択された「AEC実施計画（ブループリント）」に沿って進め、ASEAN域内の物品、サービス、投資等の自由化を図ってきた。AEC発足を目前にした2015年11月、ASEANの首脳は、ダイナミックに変化する経済環境やASEAN域内外の状況を踏まえた、今後10年（2025年まで）のAECに係る取組を示した「AEC実施計画2025」を採択した。以下、これら実施計画等AECの実現に関する農業分野の取組を概説する。

2. AEC実施計画

AEC実施計画は、「単一市場と生産基地」、「競争力ある経済地域」、「公平な経済発展」及び「グローバル経済への統合」の4つの柱から構成されている。このうち最も農業分野に関連しているのが「単一市場と生産基地」であるが、この内容を見てみると以下の構成となっている。

- (1) 物品の自由な流れ
- (2) サービスの自由な流れ
- (3) 投資の自由な流れ
- (4) 資本の自由な流れ
- (5) 熟練労働者の自由な流れ
- (6) 優先統合分野（12分野）
- (7) 食品、農業及び林業

上記のうち、農業分野全体に大きく関連する項目は(1)及び(7)である。これらの内容について、以下に詳しく見てみたい。

① 物品の自由な流れ

この中でまず触れられているのは「関税の撤廃」である。ASEAN域内の物品貿易をより一層促進するため2009年に発効した「ASEAN物品貿易協定（ASEAN Trade in Goods Agreement---ATIGA）」に基づき、ラオスは表17に示すようなスケジュールで関税削減・撤廃を実行することとしている。

¹⁸ ASEANstats *Intra- and extra-ASEAN trade, 2015* より。

表17 ATIGAにおけるラオスの関税削減・撤廃スケジュール

	全品目数	2018年までに撤廃	2108年までに0～5%	2018年以降も5%超	関税削減・撤廃除外品目
品目数	9,558	9,206	265	-	87
割合	100%	96%	3%	-	1%

出所：ラオス農業林業省内部資料及びATIGAから筆者作成

注：品目数は、AHTN2012ベース。

このスケジュールに従えば、ラオスに関しては2018年には96%の品目の関税が撤廃されることとなる¹⁹。2018年までに0～5%の関税が維持される265品目はラオスにとってセンシティブとされる農産品である²⁰。2018年の関税撤廃まで猶予が与えられたこれらの品目の関税も貿易上実質的な障壁とはならないであろう。なお、関税削減・撤廃除外品目とされている87品目は、骨董品、武器、麻薬など、取引が制限されている品目である。

これに続いて、「非関税障壁の撤廃」、「原産地規則」、「貿易円滑化」、「税関統合」、「ASEANシングルウィンドウ」及び「基準・技術上の貿易への障害」についての取組が示されているが、その多くが貿易に関する制度・手続きの調和、簡素化及び透明化に関することである。

② 食品、農業及び林業

この分野でまず挙げられているのは、

➤ ASEANの食品・農産品・林産品の域内外の貿易及び長期にわたる競争力の向上である。これを達成する年限付きの具体的な行動として以下が列挙されているが、ほとんどの事項が規制や基準の調和に関することとなっている。

- 貿易上の重要品目についてGAP等のシステム構築（2012年まで）
- 検疫検査手続き及び動植物検疫措置の調和（2015年まで）
- 農薬の最大残留基準値の調和（2010年まで）
- バイテク製品に関する規制の調和（2015年まで）
- ASEAN域内で経済的に重要な農産品の安全性及び品質基準の調和（2015年まで）
- 動物由来の食品の安全のための動物衛生管理の調和（2015年まで）、等

これに続いて、

➤ ASEAN加盟国、国際的・地域的機関及び民間セクター間での協力、共同の取組及び技術移転の促進

➤ 農産品の市場へのアクセス強化、ネットワークメカニズムの構築等のためのASEANの農業協同組合の推進が挙げられている。

¹⁹ ラオスでは輸入品に関して関税の他、物品税（燃料、化粧品、嗜好品、贅沢品等に5～70%）及び付加価値税（基本的に10%）が課税されるが、これらについてはATIGAによる変更はない。

²⁰ 生きた動物、肉類、卵、野菜（たまねぎ、カリフラワー、レタス、にんじん、きゅうり、豆類、とうがらし等）、保存処理した野菜、乾燥野菜、乾燥豆類、いも類（キャッサバ等）、ナッツ類（アーモンド、ヘーゼルナッツ等）、果実類（パインアップル、グアバ、マンゴー、オレンジ、すいか、パパイヤ等）、米（粳、玄米、精米等）、やしの実、ひまわりの種、さとうきび及びたばこの葉。

3. AEC実施計画2025

本実施計画において、食品・農業及び林業（Food, Agriculture and Forestry---FAF）分野のビジョンとして「FAF分野を、単一の市場及び生産基地に基づくグローバル経済に統合された、競争力があり、包摂的で、強靱で、持続的なものとし、食料・栄養の安全保障及びASEANコミュニティの繁栄に貢献させる」が掲げられており、各国は以下の戦略的措置を講じることとされている。

- 農畜産物の生産増加
- 競争力及び経済統合を高めるための貿易円滑化の促進及び貿易への障壁の除去
- 持続的生産及び公平な分配の確保
- 気候変動、自然災害及びその他のショックへの強靱性の向上
- 製品の安全性、品質及び世界市場の基準への適合性を確保するための生産性、技術及び製品の品質の改善
- 持続的な森林管理の促進
- ハラル食品・製品の生産及び促進における協力の更なる向上
- 国際基準の達成を目指すことを含む、有機食品の生産基地としてのASEANの発展・促進

前実施計画の貿易円滑化や生産技術向上に係る措置の更なる促進にも引き続き触れつつ、ハラル食品・製品や有機農産物生産の促進などの特定の課題、そして、持続性や生産の果実の公平な分配のような社会の健全な発展に配慮した事項にも触れられている。

4. ASEAN経済統合イニシアティブ作業計画III

本作業計画IIIは、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナム（CLMV）の、ASEAN実施計画2025等のASEANでの実施約束の履行のため、2016～2020年の期間にこれらの国に対して行う支援策を取りまとめたものである（2016年ASEAN首脳会合にて採択）。2009年に策定された同作業計画IIの実施率が45%を下回った反省に立ち、CLMVのニーズを反映させた、より戦略的で焦点を絞った内容となっている。この食料及び農業分野の取組は以下のとおりである。

- ASEAN農業生産工程管理（GAP）の実施完了
- ASEAN養殖生産工程管理（Good Aquaculture Practices---GAqP）の継続実施
- ASEAN家畜（養鶏）生産工程管理（Good Animal Husbandry Practises---GAHP）の開始
- ポストハーベスト・ロスを低減するための技術普及
- 農業における水管理・水利用効率の改善に係る優良事例情報交換・能力構築
- 現行政策の影響評価及び優良事例を踏まえた国家食料安全保障戦略の策定
- 食料供給、備蓄形成及び食料輸入の多様化に係る能力構築

5. ASEAN経済統合に関するラオスの課題

上述のとおり、ASEAN経済統合の取組は、具体的に定められた目標に向かって進められてきているが、必ずしも全てが順調に実施されているとは限らない。ラオスが、タイ、ベトナム等の大きな市場を擁するASEANの4か国と国境を接しているという地の利を活かし、AECのメリットをより多く得るためにはどのような課題に取り組む必要があるか、農産物のバリューチェーン構築及びASEAN内での諸制度の調和の二点から述べたい。

(1) 農産物のバリューチェーン構築

生産者側が、一定水準以上の品質の農産物を、安定的に一定量生産する能力を備えることは商業的な取引のための重要な要素である。ラオスの小規模農家が大半を占めるという現状を踏まえるならば、これを達成するためには地域での組織的な取組が不可欠である。このことは、仲買人等との買取価格をめぐる交渉を有利に進めるためにも重要である。しかしなが

ら、このような取組を可能にする農業関連の協同組合²¹は2016年5月段階でラオス全国に7つしか存在しない（全てチャンパサック県であり、そのうち4つはコーヒー関連）²²。商品作物生産や契約農業は発展を遂げつつあるものの、仲買人等との取引は個別の農家ベースで行われているケースが未だ大半を占めるものと考えられることから、農協等の農家組織の育成のメリットに関する農家の理解醸成に努め、これを一層促進する必要がある。

また、付加価値を有する農産物の生産のためには、優良種子の使用から始まり、適切なポストハーベスト処理に至るまでの技術の向上が不可欠である。ラオスでは、優良種子の供給や技術普及に係る体制の未整備、農家の資金的余力のなさや技術向上への投資に対する消極的態度等の理由により、未だ多くの場合において市場の要求に応じた生産が行われているとは言いがたい。行政の農業関連サービス（種子、技術及び資金の提供等）の充実とともに、技術の向上が農家の収入向上につながるモデルケースをより多く作り出し、これに取り組む農家を増やしていくことが必要であろう。

上記の他、バリューチェーン構築のために、物理的な流通インフラ整備、卸売・市場の機能強化、流通・販売網の多様化などの取組を進めることもラオスにおいては依然重要な課題である。

(2) ASEAN内での制度の調和

ラオスの国内制度をASEAN域内の制度に調和させることは、非関税貿易障壁を除去することにつながるるとともに、ラオスの農産品の国外市場での競争力確保、ラオス国内の商業的農業の健全な発展のために不可欠であるが、このことに関しては、AEC発足後の現段階においても未だ取り組むべき課題が残されている。例えば、有機農産物の認証に関しては、ラオス国内の認証制度は存在するものの、今後ASEAN内での調和を図るための改定が必要となっている。さらには、この制度を国際的に信頼性あるものとするため、国際基準に合致した認証システム及び検査施設を設立する必要もある。また、ASEAN経済統合イニシアティブ作業計画IIIに述べられているとおり、商業的畜水産の発展のため、ラオス国内におけるGAQP及びGAHPに関する国内制度整備も今後の課題である。

加えて、既に調和が図られている制度に関しても、財政的・人的資源の制約等からその執行に課題がある。GAPの適切な実行、国境での動植物検疫の体制強化並びに農薬及び肥料の適切な輸入（適正な登録、表示等）の確保はそのような課題に該当するであろう。事実、EU向けの一部の野菜（バジル等）について、植物検疫上の問題（有害生物の混入）があるとして農林省が2016年5月にそれらのEUへの輸出を停止するような事案も発生している²³。この課題への対応は、貿易の円滑化のみならず、農薬や肥料の不適切な使用によるラオス国内の環境への悪影響や人の健康被害の防止にもつながるものである。ラオス農産品の安全性（クリーンであること）の確保は、ラオス農業発展の生命線であることをラオス政府は深刻に受け止め、関連規制執行の適正化の具体的道筋を示し、国内外の財政的、人的そして技術的な資源を有効に活用しつつこれを着実に進めていく必要がある。

6. ラオスにおける商業的コメ生産の事例

上記のような課題がある中、従来ラオスにおいて自給的作物の色彩が強かったコメに関して、商業的生産に取り組んでいる二つの事例を紹介し、より実際的な事業運営の観点からラオスの商業的農業の課題について述べたい。

²¹ 「協同組合に関する首相令 No:136/PM」 [2010年]に基づいて設立され、登録されたもの。

²² 2016年4月時点でのラオス農業林業省農業普及・組合局調べ。これによると、定義は不明なるも、法人格を有さない農業者グループは全国に2,700弱存在する。

²³ ラオス野菜のEUへの輸出停止措置に関する経緯については、European Commission [2016]の4.Backgroundに詳しく述べられている。

(1) I社²⁴

I社はチャンパサック県に本社を置き、同県及びサワンナケート県を活動拠点としている。チャンパサック県に精米所2か所及びコメ種子センターを2か所所有し、サワンナケート県に精米所を2か所所有している（同社は、2016年7月に、新たに4か所（サワンナケート県2か所、チャンパサック県2か所）の精米所を開設したとの報道あり²⁵）。コメの栽培は契約農家に委託している。I社は自社種子センターでコメ品種の育成を行うとともに、農家に種子を提供し、更に栽培技術指導、農家グループ形成支援等も行っている。集荷したコメは同社の精米所で乾燥、調製、精米、貯蔵し、国内外に供給している。主な輸出先は中国及びタイである。筆者がサワンナケート県の数か所の契約農家に聞き取りを行ったところ、契約は基本的に個々の農家ベースで行われるが、生産面積、品種の割当等について地域の農家グループ（水利用組合）で調整を行うこともあるとのことであった。また、集荷はI社の集荷トラックが各農家を回って行き、品質に応じたコメの選別は精米所側で行っているとのことであった。農家は、地域の仲買人等他にもコメの売り先を有しているが、I社は、市況に拠らず決まった数量を契約で設定された価格（地域の標準的な買入価格であった）で買入れるため、農家にとっての安定的な収益の確保につながっていることが伺えた（仲買人とは販売の都度交渉を行っている）。

表18 I社の2015年度のコメ買入実績

県名	雨季(t)	乾季(t)
チャンパサック県	30,000	25,000
サワンナケート県	15,000	10,000
合計	45,000	35,000

出所：I社プレゼンテーション資料 [2015年9月]

(2) P社²⁶

P社は首都ヴィエンチャンに本社を置き、ハットサイフォン郡を中心に事業を展開している。事業内容は、①機械を使用した稲作並びに②養鶏等の畜産及び魚の養殖とのことであるが、現在のところ①が主たる事業になっているようである。①の事業に関しては、約50台の農業機械（トラクター、コンバイン等）を所有し、農家からの依頼に基づいて農作業受託（全工程を依頼する農家もあれば、一部の農家もあるとのこと）を行うとともに、農業資材（種子、化学肥料及び農薬）の提供、収穫したコメの集荷、乾燥、調製、精米等も行っている。契約を行っている農家は約1,000世帯であり（現状においては、全て個々の農家と契約を行っている）、これによりカバーされている水田面積は約1,000ヘクタールである。同社は国内外にコメを供給しているが、2016年の販売予定数量は1万トンとのことであり、主な輸出先はタイである。また、国内のビール工場にも出荷を計画している。同社社長は、地域の農家が労働力不足に悩まされている一方、農業機械への投資に必要な資金が不足している状況を見て、このような事業を考え付いたとのことである。当該事業を小型農機での作業受託から始めたのは2011年からということであるが、現契約数が約1,000世帯まで急速に増えている状況に照らせば、他セクターとの労働競争が生じている首都ヴィエンチャンにおけるこのような事業に対する農家のニーズは非常に高いことが伺えた。

²⁴ 記述内容は2015年9月のI社プレゼンテーション資料及び筆者が2016年2月行った関係農家への聞き取りに基づく。

²⁵ Vientiane Times 2016年7月18日記事による。

²⁶ 記述内容は筆者が2016年5月に行ったP社からの聞き取り結果に基づく。

(3) 企業側から見える課題

最後に、I社及びP社から得られた情報に基づいて、商業的コメ生産を発展させる上でのラオスの主な課題について述べたい。

① 農家組織形成

企業側からすれば、契約相手がガバナンスのしっかりとした組織である方が、商業的意味のある数量の生産物を得やすい、契約等の事務手続きや様々な技術・仕様上の農家側への伝達・徹底を効率的に行えるなどのメリットがあるが、両社とも、農家側の組織的対応に問題があると指摘した。企業も、行政と協力しつつ、農家側における組織形成の意義についての理解を促し、組織的活動の拡大を図る努力が必要であろう。

② 農業・農業関連ビジネスへの融資制度の改善

P社の事例にあるとおり、農家は農業機械を導入しようとしても資金不足のためこれが困難となっている。農家が比較的大きな額の資金調達を行う際には、銀行（農業振興銀行、商業銀行等）から信用提供を受けることが多いが²⁷、ほとんどの場合年10%を超える利子率となっており、農家にとっては高い水準となっている。また、担保条件が厳しい、承認に時間がかかる、返済期間が短いなど、利用しづらいものとなっている²⁸。さらに、P社のような企業にとっては、銀行への返済が可能となるのは契約農家からの支払いを得た後、即ち収穫期以降であるが、銀行からは毎月の返済を求められる。I社からは、コメの買取に関し、ラオスの銀行から大規模な融資を受けることができなかったとの指摘もなされている。商業的農業及び農業関連ビジネスの発展のためには、従来から行われている金融セクターに係る制度構築・人材育成を着実に進めるとともに、農村地域に展開する小規模金融（貯蓄信用組合等）及び村落基金（村落開発基金等）の能力強化やこれら金融・基金、農業振興銀行及び援助機関との連携などによる、農業・農業関連ビジネスの実態を踏まえたより一層の金融サービスの充実が必要であろう。

③ 生産技術の向上

市場（特に海外）における競争力獲得のため、生産の各過程において適切に管理された技術を用いる必要があることは既に述べたとおりである。その典型的なものはGAPの導入であろう。海外市場をもにらんだ商業的生産を志向する農家がラオス国内では未だ少数である中で、企業側としては、市場の要求に応える品質管理を念頭においた農産物生産について農家の理解を得て、これを徹底することは大きな課題である。市場志向の生産に投資することが実際に報われる事例をより多く作り出し、これに関する農家の理解を広めていく必要がある。

④ 農業特有のリスクへの対応

ラオスにおいては、毎年のように洪水、干害、病虫害などによる農業への被害が発生している。伝統的な自給的農業体系は、ある程度このような自然災害のリスクに適応して発展してきたものと考えられるが、これを近代的で効率性を重視した商業的な生産に転換する場合には、このような新たな生産体系に相応する技術的な、または経営安定上の対応が求められる。前者に関しては、灌漑インフラ整備の推進や動植物防疫体制の充実等が、後者に関しては、農家及び農業に関わる企業のためのセーフティーネット措置（災害保険等）の創設等が必要であろう。

²⁷ UNCDF [2015]

²⁸ 国際協力機構及びアイ・シー・ネット株式会社 [2012]「3.4 農村世帯に対する金融」参照。本パラグラフにおける以降の考察に係る記述についても本文を参考にした。

おわりに

コメをはじめとし、ラオスの農業生産は総じて順調に生産を伸ばしている。作物の選択に関してはその時々々の市況や企業からの投資に影響を受けるものの、商業的農業も進展している。一方、農業インフラ（灌漑施設）の整備及び農業資機材の使用は総じて未だ低い水準に留まっているが、逆に考えれば、新たな農地の拡大を行うことなく、これらの改善により、更なる生産量及び生産性の改善が見込まれよう。農業生産の増加に伴い、農産物貿易も活発化している。

一方、国民の栄養状況の改善も依然課題となっている。特に多様な食料へのアクセスが制限されている地方においては、ただ農業生産を増やすだけではなく、バランスの取れた栄養の摂取に配慮した農業生産を振興していく必要がある。このような栄養確保の観点から、また、ラオス農業の独自性の維持のためにも、植物・畜水産資源の多様性の確保も農業の近代化と並行して推進していくべき政策であろう。

また、化学肥料の過剰施用や規制に準じない農薬の使用により、環境汚染や地域住民の健康に係る問題も現れている²⁹。化学肥料や農薬が使用されていない農地が多く存在することはラオス農業の有利な点の一つであることから、政府は、肥料や農薬の適正な使用に基づくクリーンな農業を今後のラオスの主要な農業政策の一つとして着実に推し進めていくことが必要であろう。

契約農業等による商業的農業の発展は、また一方で、農家の負債増加、契約の履行に係る紛争等の問題ももたらしていることから³⁰、このような問題に対処する行政及び利害関係者の対応も必要となつてこよう。

ラオスのような内陸国に対して、“landlocked”の不利な面に目を向けるだけでなく“land-linked”の特性を活かしていくべきとのスローガンはしばしば聞かれるが、事実、ASEANの4か国と地続きで国境を接するラオスにとってAECの持つ意味は、食料安全保障の確保及び商品作物生産の振興の双方において非常に大きい。AECの果実を確実に取り込むため、物理的そして制度的な環境整備においてラオス政府が実施すべきことは非常に多く多岐にわたる。財政的及び人的資源が限定される中では、現状に照らして優先的な政策分野・地域を特定し、そこにいかに内外の資源を集中させるか、そして、いかにそのような集中を可能とするメカニズムを作り上げ、その実効性を確保するかが重要な課題であろう。その政策の推進においては、民間セクターの参与を得ることが不可欠であり、また農家に対しても、それぞれを取りまく状況の変化に対応した意識の変革を促していく必要がある。

<参考文献>

ASEAN [2007] *ASEAN Trade in Goods Agreement*

_____ [2008] *ASEAN Economic Community Blueprint*

_____ [2015] *ASEAN Economic Community Blueprint 2025*

_____ [2016] *Initiative for ASEAN Integration (IAI) Work Plan III*

ASEAN/UNICEF/WHO [2016] *Regional Report on Nutrition Security in ASEAN, Volume 2.*

European Commission [2016] *Final Report of an Audit Carried out in The Lao People's Democratic Republic from 29 November 2016 to 08 December 2016 in Order to Evaluate The System of Official Controls for The Export of Plants to The European Union*

²⁹ NAFRI [2016]に中国企業の投資によるバナナ農園の人の健康及び環境への影響の可能性が言及されている。Banana Link のウェブサイトにおいてはバナナ農園による環境汚染の問題が報じられている。(<http://www.bananalink.org.uk/banana-industry-laos-dangerous-working-conditions-and-environmental-destruction>) [2016年4月20日付]

³⁰ NAFES/HELVETAS/SDC [2016]

- International Rice Research Institute (IRRI) [2012] *Lao People's Democratic Republic Rice Policy Study*
- Laos' Agricultural Census Office (ACO) [2012] *Lao Census of Agriculture 2010/11 Highlights*
- Laos' Committee for Planning and Investment (CPI) [2005] *Statistics 1975-2005*
- Laos' Ministry of Agriculture and Forestry (MAF) [2007] *Agricultural Statistics 2006*
- _____ [2010] *Strategy for Agricultural Development 2011 to 2020*
- _____ [2011] *Agricultural Statistics 2010*
- _____ [2013] *Agricultural Statistics 2012*
- _____ [2015a] *Agricultural Statistics 2014*
- _____ [2015b] *Agriculture Development Strategy to 2025 and Vision to the Year 2030*
- _____ [2016a] *Agricultural Statistics 2015*
- _____ [2016b] *Eighth (8th) Five-Year Agriculture and Forestry Development Plan (2016-2020)*
- Laos' Ministry of Health (MOH) and United Nations Children's Fund (UNICEF) [2016] *Lao Child Anthropometry Assessment Survey, Add-on to the 2015 National Immunization Survey, Final Report*
- Laos' Ministry of Planning and Investment (MPI) [2012] *Statistical Year Book 2011*
- _____ [2016a] *Statistical Year Book 2015*
- _____ [2016b] *Five Year National Socio-Economic Development Plan VIII (2016-2020)*
- Laos' Ministry of Health and Lao Statistics Bureau (MOH and LSB) [2012] *Lao Social Indicator Survey 2011-12*
- Laos' National Nutrition Committee [2015] *National Nutrition Strategy to 2025 and Plan of Action 2016-2020*
- Linkham Douangsavanh and Pasalath Kunsy [2012] *Final Study Report on Agriculture Investment Trends – The Role of Public and Private sector in Lao PDR*
- NAFES/HELVETAS/Swiss Agency for Development and Cooperation (SDC) [2016] *“Up to Necks”: A Short and Anecdotal Study of Indebtedness in Selected Farming Villages*
- Laos' National Agriculture and Forestry Research Institute (NAFRI) [2016] *Sustainable Commercial Agricultural Production: A Case Study of Commercialized Banana Production in Lao PDR*
- TKN/IISD [2012] *Business Models for Foreign Investment in Agriculture in Laos*
- UNCDF [2015] *How do farmers in Laos save and borrow? Implication for policy-making* 世界食料デー説明資料
- 鈴木基義 [2017] 「中国ラオス高速鉄道の建設に着手」金融ファクシミリ新聞社『ASEAN経済通信』1月16日
- 高井康弘 [2008] 「消えゆく水牛」横山智・落合雪乃編『ラオス農山村地域研究』めこん
- 横井誠一 [2013] 「ラオスの農業と農業政策：現状と発展の方向性」鈴木基義編著『変貌するラオスの社会と経済：現状と展望』JICAラオス事務所発行
- 国際協力機構 及びアイ・シー・ネット株式会社 [2012] 『ラオス国農業セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート』

<参考ウェブサイト>

- 農畜産業振興機構 (ALIC) [2013] 「カンボジア・ラオスにおけるキャッサバ事情」
<<https://www.alic.go.jp/index.html>> 2016年9月16日アクセス
- ASEANstats <<http://asean.org/resource/statistics/asean-statistics/>> 2016年9月9日アクセス
- Banana Link <<http://www.bananalink.org.uk/>> 2016年9月14日アクセス
- FAOSTAT <<http://faostat3.fao.org/home/E>> 2016年5月12日アクセス
- Lao Coffee Association <<http://laocoffeeassociation.org/index.php/en/>> 2016年9月16日アクセス